

足利市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中小建設業者への資金供給の円滑化を目的として、工事請負契約書(以下「契約書」という。)第6条第1項ただし書に規定する権利義務の債権譲渡について、地域建設業経営強化融資制度を利用する場合の譲渡承諾手続きに係る取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、足利市が発注する建設工事で、契約書第36条第1項の前金払を受けた工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事は、除くものとする。

(1) 付帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 債務負担行為、継続費、歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に完成が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に完成が見込まれる工事

(3) 市長が役務的保証を必要とする工事

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(5) その他市長が元請負人の施工能力に疑義が生じる等、債権譲渡の承諾に不適當な事由があると認める工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合において、当該契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金(中間前払金を含む。)、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市長の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合は、当該契約書に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金(中間前払金を含む。)、部分払金及び当該契約書により発生する違約金等の市長の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 契約の変更により、工事請負代金額に変更が生じた場合の工事請負代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。

3 変更が生じた場合は、元請負人は、遅滞なく債権譲渡先に対し、変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(債権譲受人の範囲)

第4条 工事請負代金債権の譲渡先については、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

（債権譲渡承諾の申請）

第5条 元請負人は、債権譲渡の承諾を申請する場合は、市長に次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

なお、電子記録債権を活用したスキームに係る場合には、第1号中「別記様式第1号」を「別記様式第1-2号」に読み替えるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書 債権譲渡承諾書（様式第1号） 3通
- (2) 元請負人と債権譲渡先との債権譲渡契約証書（案）の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- (4) 発行日から3か月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡について、保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通

（債権譲渡の承諾時点）

第6条 当該工事の出来高が、前金払が行われた金額以上で、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記載した工事履行報告書の受領をもって足りるものとする。

（債権譲渡の承諾権限）

第7条 元請負人が債権譲渡を行うに当たっては、契約書第6条ただし書に規定する市長の承諾を得るものとする。

（債権譲渡の承諾等）

第8条 市長は、債権譲渡承諾依頼書等の提出があったときは、第2条及び第6条の要件を確認の上、適当であると認めた場合は、速やかに手続を行い、債権譲渡承諾書の確定日付欄に確定日付を記載するとともに、年度ごとに一連番号を付し、1通を発注者の控えとし、2通を元請負人に交付するものとする。この場合において、市長は、債権譲渡の承諾を行った場合は、地域建設業経営強化融資制度債権譲渡整理簿（様式第3号）により、債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

（債権譲渡の報告）

第9条 元請負人及び債権譲受人が、市長による債権譲渡承諾後、債権譲渡契約を締結した場合には、速やかに連署にて市長に債権譲渡通知書（様式第4号）を、債権譲渡契約書の

写しを添えて提出するものとする。

- 2 市長は債権譲渡通知書を受理した場合は、速やかに振込先を債権譲渡先の指定口座に変更するものとする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第10条 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該元請負人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該元請負人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

(工事請負代金の支払)

第11条 債権譲渡を受けた者からのからの債権金額の請求は、市長の検査に合格し、引渡しを行った場合において請求できるものとする。なお、債権譲渡後は中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。

- 2 前項の工事請負代金の支払請求は、次の請求書等の提出により行うものとする。

- (1) 請求書(様式第5号) 1通
- (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 債権譲渡契約書の写し 1通

- 3 市長は、提出された請求書等の内容を確認の上、適当であると認めた場合はこれを受理し、所定の手続を経て、工事請負代金を支払うものとする。

(その他)

第12条 この制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべき制度であり、市長は、債権譲渡の申請をしたことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるとみなし、又は入札手続において不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 この要領に定めるもののほか、定めのない事項については、国又は県に準じて行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月27日から適用することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年3月20日から実施する。